

## 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定申請をされる皆様へ

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

担当：在宅福祉第二担当 TEL075-222-4161

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定要件は、「指定自立支援医療機関の指定について（平成18年3月3日 障精発第0303005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）」のとおりですので、指定要件を御確認のうえ、申請してください。

申請に必要な書類は、下記のとおりです。

なお、本市では、指定に当たって、年4回、3、6、9、12月に開催（原則として、各月第1週金曜日）する京都市社会福祉審議会に諮問し、適当と認められれば、京都市社会福祉審議会開催日の属する月の翌月の1日付けで指定しておりますので、御了承ください。

また、**申請書類の締切りは、京都市社会福祉審議会開催日の3週間前**となっておりますので、申請される場合は御注意ください。

### 記

#### 1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請窓口

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

〒604-8006 京都市中京区河原町御池下る下丸屋町394番地 Y・J・Kビル3階

TEL 075-222-4161 FAX 075-251-2940

#### 2 申請に必要な書類及び添付書類

- (1) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書（指定訪問看護事業者等）
- (2) 訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。）若しくは指定介護予防サービス（介護保険法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護に限る。）に従事する職員の定数（別紙）
- (3) 京都市で発行された、指定事業者であることが確認できる書類（写し）